

別紙4

○総務省訓令第●号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第20条 法第50条の4の規定により法第50条の2第1項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第50条の6第2項において準用する法第50条の4の規定により法第50条の6第1項の変更の認定を行い、又は法 <u>第50条の12</u> の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。	(趣旨) 第20条 法第50条の4の規定により法第50条の2第1項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第50条の6第2項において準用する法第50条の4の規定により法第50条の6第1項の変更の認定を行い、又は法 <u>第50条の11</u> の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。
(審査基準) 第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。	(審査基準) 第20条の2 電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第165条第1項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第9条の登録又は法第16条第1項若しくは第165条第1項の規定による届出が行われた後に行うものとする。
(1) 法第50条の4第1号イ関係 [ア～カ 略]	(1) 法第50条の4第1号関係 [ア～カ 同左]
(2) 法第50条の4第1号ロ関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。	(2) 法第50条の4第2号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。
(3) 番号規則第6条第1項第1号関係（利用者設備	(3) 番号規則第6条第1号関係（利用者設備識別番

<p>識別番号の指定を受けようとする場合に限る。)</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>(4) 番号規則<u>第6条第1項第2号</u>関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>(5) 番号規則<u>第6条第1項第3号</u>関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>[ア～エ 略]</p> <p>(6) 番号規則<u>第6条第1項第4号</u>関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p><u>(7) 法第50条の4第2号イ</u>関係（固定電話番号、<u>音声伝送携帯電話番号</u>又は<u>特定IP電話番号</u>を使用する場合に限る。）</p> <p>事業計画書に記載された次に掲げる事項を総合的に勘案して、利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。</p> <p>ア 事業計画書に記載された事業に要する資金の調達方法及び当該資金に充てる借入金の返済計画が合理的であること。</p> <p>イ 事業計画書に記載された事業開始以降5年間の收支見込みの算出が適正かつ明確であり、当該收支見込みが合理的であること。</p> <p>ウ 法第50条の7第2号に掲げる要件を満たすこと。</p> <p><u>(8) 法第50条の4第2号ロ</u>関係（固定電話番号、<u>音声伝送携帯電話番号</u>又は<u>特定IP電話番号</u>を使用する場合に限る。）</p> <p>申請者が番号規則第6条第3項各号に掲げる要件に該当しないこと。</p>	<p>号の指定を受けようとする場合に限る。)</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(4) 番号規則<u>第6条第2号</u>関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>(5) 番号規則<u>第6条第3号</u>関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）</p> <p>[ア～エ 同左]</p> <p>(6) 番号規則<u>第6条第4号</u>関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

附 則

この訓令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。